

第十二条（佐賀県立学校設置条例の一部改正）に係る新旧対照表

改 正 後

改 正 前

別表（第3条関係）

県立学校の名称	位置
略	略
佐賀県立高志館高等学校	佐賀市
佐賀県立唐津南高等学校	唐津市
佐賀県立伊万里農林高等学校	伊万里市
略	略
佐賀県立大和養護学校	佐賀市
佐賀県立北部養護学校	唐津市
佐賀県立伊万里養護学校	伊万里市
略	略

別表（第3条関係）

県立学校の名称	位置
略	略
佐賀県立唐津南高等学校	唐津市
佐賀県立伊万里農林高等学校	伊万里市
佐賀県立高志館高等学校	佐賀郡大和町
略	略
佐賀県立北部養護学校	唐津市
佐賀県立伊万里養護学校	伊万里市
佐賀県立大和養護学校	佐賀郡大和町
略	略

改 正 後		改 正 前	
(位置)		(位置)	
第二条 教育センターは、佐賀市に置く。		第二条 教育センターは、佐賀郡大和町に置く。	
第三条 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例の一部改正に係る新旧対照表		第三条 へき地学校及びその級別	

改 正 後		改 正 前	
(位置)		(位置)	
第二条 教育センターは、佐賀郡大和町に置く。		第二条 教育センターは、佐賀市に置く。	

第十四条（佐賀県少年自然の家の設置条例の一部改正）に係る新旧対照表

別表第四（第十五条関係）

改 正 後		改 正 前	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
柱島郡山内町		柱島郡山内町	
佐賀市立富士中学校		佐賀市立富士中学校	

別表第四（第十五条関係）

改 正 後		改 正 前	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
柱島郡山内町		柱島郡山内町	
富士町立富士中学校		富士町立富士中学校	

第二条 少年自然の家の名称及び位置は、次のとおりとする。

第二条 少年自然の家の名称及び位置は、次のとおりとする。

別表第三（第十三条関係）

へき地学校に準ずる学校

三級	二級	一級
略	略	略
略	略	略

別表第三（第十三条関係）

へき地学校に準ずる学校

三級	二級	一級
略	略	略
略	略	略

略	佐賀県北山少年自然の家
略	佐賀市

略	佐賀県北山少年自然の家
略	佐賀郡富士町

第十五条（佐賀県警察の組織に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改	正	後	改	正	前
別表（第八条関係）					
名 称	位 置	管轄区域	名 称	位 置	管轄区域
佐賀県佐賀 警察署	佐賀市高木瀬町	佐賀市（諸富町を除く。）及び佐賀郡のうち東与賀町、久保田町	佐賀県佐賀警 察署	佐賀市高木瀬町	佐賀市及び佐賀郡のうち東与賀町、大和町、富士町、久保田町
佐賀県諸富 警察署	佐賀市諸富町	佐賀市のうち諸富町及び佐賀郡のうち川副町	佐賀県諸富警 察署	佐賀郡諸富町	佐賀郡のうち富士町、川副町
略	略	略	略	略	略

佐賀県警察署協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月四日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第五十九号

佐賀県警察署協議会条例の一部を改正する条例

佐賀県警察署協議会条例（平成十三年佐賀県条例第十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

3 平成十七年十月一日に委嘱される佐賀県佐賀警察署に係る協議会の委員の任期は、第三条第三項の規定にかかわらず、平成十九年五月三十一日に満了する。

この条例は、平成十七年十月一日から施行する。
参考資料

佐賀県警察署協議会条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改	正	後	改	正	前
附 則					
1・2 略	1・2 略		1・2 略	1・2 略	

3 平成十七年十月一日に委嘱される佐賀県佐賀警察署に係る協議会の委員の任期は、第三条第三項の規定にかかわらず、平成十九年五月三十一日に満了する。

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十七年七月四日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第六十号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和四十六年佐賀県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第一項中「第四十三条第一項ただし書」の下に「、第八十六条第三項若しくは第四項又は第八十六条の二第二項若しくは第三項」を加え、

同条第二項中「第八十六条第一項又は第二項」を「第八十六条第一項若しくは第二項又は第八十六条の二第一項」に改める。
第二十九条中「第二章及び第三章」を「第二章、第三章、第四章及び第四章の二」に、「第八十五条第四項」を「第八十五条第五項」に改める。

別表第十号中「建築の許可」の下に「（次号に係る許可を除く。）」を加え、

「三万三千円」を「十六万円」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十の二 法第四十三条第一項ただし書の規定による建築の許可（建築審査会の包括的な同意（以下「包括同意」という。）を得ている許可に限る。）を受けようとする者

包括同意に係る建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	三万三千円
--------------------------------	-------

別表第十一号中「三万三千円」を「四万五千円」に改め、同表第十五号中「建築等の許可」の下に「（次号に係る許可を除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十五の二 法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書又は第十二項ただし書

（法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築等の許可の許可に限る。）を受けようとする者

十五の二 法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書又は第十二項ただし書

（法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築等の許可の許可に限る。）を受けようとする者

敷地の周囲に空地を有する建築物等の敷地面積の制限に係る特例許可申請手数料	十六万円
--------------------------------------	------

別表第二十一号中「第五十五条第三項各号の規定による建築物の高さの許可」

十九 法第五十三条の二第一項第三号又は第四号（法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定による建築物等の敷地面積の制限に係る特例の許可を受けようとする者

を「第五十五条第三項各号の規定による建築物の高さ制限に係る適用除外の許可（次号に係る許可を除く。）」に、「高さの許可申請手数料」を「高さ制限の許可申請手数料」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十一の二 法第五十五条第三項各号の規定による建築物の高さ制限に係る適用除外の許可（包括同意を得ている許可に限る。）を受けようとする者	三万三千円
---	-------

別表第二十二号中「高さの許可」を「高さ制限に係る特例の許可（次号に係る許可を除く。）」に、「高さの特例許可」を「高さ制限の特例許可」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十二の二 法第五十六条の二第一項ただし書の規定による建築物の高さ制限に係る特例の許可（包括同意を得ている許可に限る。）を受けようとする者

二十二の二 法第五十六条の二第一項ただし書の規定による建築物の高さ制限に係る特例の許可（包括同意を得ている許可に限る。）を受けようとする者

二十三の二 法第五十七条の二第一項の規定による特例容積率の限度の指定を受けようとする者

二十三の二 法第五十七条の二第一項の規定による特例容積率の限度の指定を受けようとする者

二十三の三 法第五十七条の三第一項の規定による特例容積率の限度の指定の取消しを受けようとする者	特例容積率適用地区における特例容積率の限度指定申請手数料	四万五千円に二を超える敷地の數に一万三千円を乗じて得た額を加算した額	三万三千円
二十三の四 法第五十七条の四第一項の規定による建築物の高さ制限に係る特例の許可を受けようとする者	特例容積率適用地区における建築物の高さ制限の特例許可申請手数料	六千四百円に敷地の數に五千六百円を乗じて得た額を加算した額	十六万円

別表第二十六号の次に次の五号を加える。

二十六の二 法第六十条の二第一項第三号の規定による建築物の容積率等の制限に係る特例の許可を受けようとする者	十六万円
二十六の三 法第六十七条の二第三項第二号又は第五項第二号の規定による敷地面積等の制限に係る特例の許可を受けようとする者	十六万円
二十六の四 法第六十七条の二第九項第二号の規定による間口率等の制限に係る適用除外の許可を受けようとする者	四万五千円
二十六の五 法第六十八条第一項第二号、第二項第一号又は第三項第一号の規定による建築物の高さ等の制限に係る特例の許可を受けようとする者	十六万円
二十六の六 法第六十八条第五項の規定による建築物の高さ等の制限に係る適用除外の認定を受けようとする者	二万七千円
二十七 法第六十八条の三第一項、第二項又は第三項の規定による建築物の容積率等の制限に係る適用除外の認定を受けようとする者	二万七千円
二十八 法第六十八条の三第四項の規定による建築物の各部分の高さ制限に係る適用除外の許可を受けようとする者	四万五千円
二十九 法第六十八条の四の規定による建 区域特性等で区分して定め 手数料	二万七千円

別表第二十七号から第三十二号までを次のように改める。

二十六の五 法第六十八条第一項第二号、第二項第一号又は第三項第一号の規定による建築物の高さ等の制限に係る適用除外の認定を受けようとする者	特定防災街区整備地区内の間口率等の制限の適用除外許可申請手数料	十六万円
二十六の六 法第六十八条第五項の規定による建築物の高さ等の制限に係る特例の許可を受けようとする者	景観地区における建築物の高さ等の制限の適用除外許可申請手数料	四万五千円

三十二 法第六十八条の五の五の規定による建築物の建ぺい率の算定に係る建築面積不算入の認定を受けようとする者	区域特性に応じた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の各部分の高さ制限の適用除外認定申請手数料	二万七千円
三十四の二 法第八十五条第五項の規定による小規模仮設建築物（地階を除く階数が二以下かつ床面積が五百平方メートル以下の建築物に限る。）の建築の許可を受けようとする者	小規模仮設建築物建築許可申請手数料	二万七千円
五条第五項の規定による仮設建築物（次号に掲げる建築物を除く。）に改め、同号の次に次の一号を加える。	五万五千円	四万五千円

別表第二十六号の次に次の二号を加える。

三十六の二 法第八十六条第三項の規定による一団地の建築物の容積率等の制限に係る特例の許可を受けようとする者	小規模仮設建築物建築許可申請手数料	五万五千円
三十七 法第六十八条の三第一項、第二項又は第三項の規定による建築物の容積率等の制限に係る適用除外の認定を受けようとする者	総合的設計による一団地の建築物の容積率等の制限に係る特例許可申請手数料	十一万円に一を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額

三十六の三 法第八十六条第四項の規定による一団の土地の建築物の容積率等の制限に係る特例の許可を受けようとする者

既存建築物を前提とした総合的設計による一団の土地の建築物の容積率等の制限に係る特例許可申請手数料

十一万円に既存建築物を除く一を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額

千円を乗じて得た額を加算した額

別表第三十七号中「同一敷地内建築物」を「一敷地内認定建築物」に改め、同号の次に次の二号を加える。

三十九の三 法第八十六条の八第三項の規定による既存の一つの建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の制限	既存の一つの建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の制限
既存の一つの建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の制限	既存の一つの建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の制限
二万七千円	二万七千円

別表第三十八号中「複数建築物の認定」を「一の敷地とみなすこと等の認定等」に、「現に存する建築物」を「建築物（既存建築物、一敷地内認定建築物及び一敷地内許可建築物を除く。）」に改める。

別表第三十九号の次に次の二号を加える。

三十七の二 法第八十六条の二第二項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率等の制限に係る特例の許可を受けようとする者	一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率等の制限の特例許可申請手数料
三十七の三 法第八十六条の二第三項の規定による一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可を受けようとする者	一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料
三十七の四 法第八十六条の二第三項の規定による一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可を受けようとする者	一敷地内許可建築物を除く建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額

別表 (第三十一条の二関係)	(仮設建築物に対する特例)
第二十九条 第二章、第三章、第四章及び第四章の二の規定は、法第八十五条第五項の規定による許可を受けた仮設建築物については、適用しない。	この章の規定は、法第八十六条第一項若しくは第二項又は第八十六条の二第一項の規定により特定行政庁の認定を受けた建築物の敷地については、適用しない。
第三十九の二 法第八十六条の八第一項の規定による既存の一つの建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の制限による既存の全体計画の認定を受けようとする者	この章の規定は、法第八十六条第一項若しくは第二項又は第八十六条の二第一項の規定により特定行政庁の認定を受けた建築物の敷地については、適用しない。

別表 (第三十一条の二関係)	(仮設建築物に対する特例)
第二十九条 第二章及び第三章の規定は、法第八十五条第四項の規定による許可を受けた仮設建築物については、適用しない。	この章の規定は、法第八十六条第一項又は第二項の規定により特定行政庁の認定を受けた建築物の敷地については、適用しない。
第三十九の二 法第八十六条の八第一項の規定による既存の一つの建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の制限による既存の全体計画の認定を受けようとする者	この章の規定は、法第八十六条第一項若しくは第二項又は第八十六条の二第一項の規定により特定行政庁の認定を受けた建築物の敷地については、適用しない。

参考資料 建築基準法施行条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

附則	この条例は、公布の日から施行する。
（適用除外）	限の緩和に係る全体計画の変更の認定を受けようとする者
改 正 後	既存建築物を前提とした総合的設計による一団の土地の建築物の容積率等の制限に係る特例許可申請手数料
（適用除外）	既存建築物を除く建築物を除く建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額
改 正 前	十一万円に既存建築物を除く建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額
第二十一条の二 この章の規定は、法第四十三条第一項ただし書、第八十六条第三項若しくは第四項又は第八十六条の二第二項若しくは第三項の規定により特定行政庁の許可を受けた建築物の敷地については、適用しない。	第二十一条の二 この章の規定は、法第四十三条第一項ただし書の規定により特定行政庁の許可を受けた建築物の敷地については、適用しない。
2 この章の規定は、法第八十六条第一項若しくは第二項又は第八十六条の二第一項の規定により特定行政庁の認定を受けた建築物の敷地については、適用しない。	2 この章の規定は、法第八十六条第一項又は第二項の規定により特定行政庁の認定を受けた建築物の敷地については、適用しない。
第二十九条 第二章、第三章、第四章及び第四章の二の規定は、法第八十五条第五項の規定による許可を受けた仮設建築物については、適用しない。	第二十九条 第二章及び第三章の規定は、法第八十五条第四項の規定による許可を受けた仮設建築物については、適用しない。
第三十九の二 法第八十六条の八第一項の規定による既存の一つの建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の制限による既存の全体計画の認定を受けようとする者	この章の規定は、法第八十六条第一項若しくは第二項又は第八十六条の二第一項の規定により特定行政庁の認定を受けた建築物の敷地については、適用しない。

平成十七年七月四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第六十一号

佐賀県佐賀空港条例（平成十年佐賀県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「午前零時から午前四時まで」を「午前零時三十分から午前四時三十分まで」に、「午前七時三十分から午後九時三十分まで」を「午前六時三十分から午後九時まで」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

参考資料

佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

		改	正	後		改	正	前
		(運用時間)				(運用時間)		
第三条 空港の運用時間は、午前零時三十分から午前四時三十分まで及び午前六時三十分から午後九時までとする。		第三条 空港の運用時間は、午前零時から午前四時まで及び午前七時三十分から午後九時三十分までとする。ただし、知事は、定期便の遅延、空港の施設の建設工事等のため必要があると認めるときは、空港の運用時間を変更することができる。						

申購
込先
料

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十七年七月四日
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日
株古川総合印刷